

質 疑 回 答 書

1 件 名 喫煙トレーラー賃貸借（長期継続契約）

2 場 所 北越谷駅前西口（さくら広場内）越谷市北越谷二丁目42-1

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

記

質 疑 事 項	回 答 内 容
Q 1 : 本契約は長期継続契約ですが、翌年度以降の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削減があり、それによりリース会社に損害が出た場合、リース会社への損失補填を頂ける旨を契約書類に記載して頂くこと、または協議を頂くことは可能でしょうか。	A 1 : 越谷市賃貸借契約約款（長期継続契約による特約事項）第30条第2項に記載のとおり、実損害の範囲で協議させていただくこととなります。 なお、本市契約約款については、越谷市ホームページ（トップページ→暮らし・市政→産業・事業者の方へ→入札・契約情報→公表資料→契約約款等）に掲載しております。
Q 2 : リース満了後の扱いはどうなりますか。再リースの予定はございますか。予定がある場合、概ね何年程度を見込まれていますか。	A 2 : 再リースの予定は未定です。
Q 3 : 納車時の現地立会は必要でしょうか。	A 3 : 受注者が必要ないと判断した場合は必要ありません。市としては、納車に遅滞なければ、問題ありません。
Q 4 : 保守費用はリース契約に含まないとのことですが、「別紙1 賃貸借物件」にはメンテナンスや車検費用の項目も記載があります。これはそのまま別紙1 のとおりの金額で試算してよろしいでしょうか。 また、仕様書記載のとおり、リース会社でのメンテナンスは一切含まないとの認識でよろしいでしょうか。	A 4 : 受注者でのメンテナンス等は必要ありません。別紙1 のとおりの金額で試算してください。 受注者でのメンテナンスは一切含みません。

Q5：物件供給先が決定している為、物件の納期遅延や仕様不備についてはリース会社は一切責を負わないとの認識でよろしいでしょうか。

Q6：車検等の際の物件移動の際は受注者が専門業者に牽引を依頼するとの記載がありますが、費用負担も事業者でしょうか。その場合、車検等となっておりますので、1.牽引が必要な項目 2.何回必要か 3.どこからどこまでの移動で距離はどうかの各点につきご教授下さい。

Q7：入札書には税抜総額を記載すればよろしいでしょうか。

Q8：郵便入札の為、委任状は不要との認識でよろしいでしょうか。

Q9：基本的には走行はしないとの認識でよろしいでしょうか。もし走行がある場合、想定の間月の走行距離をご教授ください。

A5：「賃貸借契約約款」第13条、第22条に基づく対応となりますが、状況を確認した上で、新型コロナウイルス感染拡大や自然災害の理由のみによる納入遅延など、受注者の責めに帰すべき事由でないと認められる場合は、納期（賃貸借開始時期）についての協議をいたします。市の指定納入業者による調達状況等が原因となる納入遅延が発生した場合は、受注者の責めに帰すべき理由となります。

仕様不備（リース契約仕様書に不備がある場合ということで質疑をいただいております）については、受注者が責を負わない認識で問題ございません。

A6：受注者は、物件移動の費用を負担しません。車検以外の移動時は市が負担し、車検時の移動に関してはリース契約仕様書別紙1 No17のとおり、供給価格に含まれております。

A7：入札書には消費税及び地方消費税込みの契約期間中の物件供給価格を含んだ賃貸借料総額（契約希望金額）の110分の100に相当する金額を記載してください。

A8：令和3・4年度越谷市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載されている業者名での入札の場合、委任状は不要でございます。

A9：基本的には走行しません。走行する場合は下記を想定しています。

- ・車検時
- ・災害時
- ・イベント時（物件の設置場所での地元の祭り等でスペースが必要となり、イベント関係者から物件の移動を強く望まれた場合

<p>Q10: 物件を撤去する場合は別途契約します、との記載がありますが、これはどちらとどちらの契約を指しますでしょうか。 リース会社では実施、費用負担はしないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>等) 災害時やイベント時は、市内の別の公共施設に移動します。走行距離に関しては、牽引する際に走行できる道路が制限される可能性があるため、正確な距離は算出できかねます。</p>
<p>Q11: 物件の滅失・毀損時の代替品準備責任をリース会社は負わない認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>A10: リース契約終了後に撤去する場合、市と撤去する業者が契約をします。リース会社での負担費用はありません。</p> <p>A11: リース会社が契約している車両保険の適用外の事故等により、物件が滅失・毀損した場合に関しては、リース会社は責任を負いません。</p>
<p>Q12: 契約保証金免除について、越谷市公告の11.(2)に記載がありますが、①および②ではなく、①または②という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>A12: お見込みのとおり、①②のいずれかに該当する場合、契約保証金は免除となります。</p>
<p>Q13: 過去に同様の賃貸借契約実施後、予算削減等で契約解除に至った事案はありますか。</p>	<p>A13: 予算の減額又は削除以外の市の都合のため、契約解除に至った賃貸借の長期継続契約が過去にあります。 なお、上記の事例では、「賃貸借契約約款」第30条に基づき、市は受注者が受ける実損害の範囲において賠償の責めを負っております。</p>